正社員/契約社員 慶弔見舞金規程

株式会社KPMG Ignition Tokyo

第1条 (目的)

この規程は、株式会社KPMG Ignition Tokyo (以下「会社」という) において、正社員/契約社員就業規則第57条の規定に基づき、パートナーおよび従業員の慶弔金、見舞金について定めたものである。

第2条 (種類)

慶弔金及び見舞金の種類は、結婚祝金、出産祝金、香典・供花料、疾病見舞金、 災害見舞金、弔慰金及び高度障害見舞金とする。

第3条 (支給額)

慶弔金及び見舞金の支給額は、別表1又は別表2によるものとする。

- 2. 別表1において契約社員の扱いは従業員区分を適用する。
- 3. 別表1又は別表2に定める金額は標準であって、人事担当パートナーが必要と認める場合には、相当額を支給することができる。

第4条 (支給申請手続)

慶弔金及び見舞金の支給は、所定の手続により行う。また、申請期限は、事由 が発生した日から1年とする。

ただし、当社への入社前に事由が発生した者は対象外とする。

第5条 (受給者)

本人が死亡した場合の弔慰金の受給者は、労働基準法施行規則第42条から第45条に定めるところによる。その他の慶弔金及び見舞金は、パートナーまたは従業員本人に支給する。

第6条 (弔慰金等の支給制限)

次の各号に該当する場合、弔慰金(本人死亡)、又は高度障害見舞金は支給しない。

- (1) パートナーまたは従業員が自殺した場合
- (2) 第5条に定める受給者の故意によりパートナーまたは従業員が死亡した場合
- (3) パートナーまたは従業員の故意により高度障害状態に該当したと認められるとき
- 2. 正社員/契約社員就業規則に規定する懲戒解雇の該当事由が存在する者につ

いては、弔慰金及び高度障害見舞金を減額し、又は支給しない。

第7条 (支払調整)

高度障害見舞金を支給した場合は、弔慰金(本人死亡)は支給しない。

2. 高度障害見舞金は、パートナーまたは従業員につき1回限り支給する。

第8条 (他の社会保険等との関係)

本規程による支給は、他の社会保険等とは別に支給する。

第9条 (改廃)

本規程の改廃は、規程管理規程の定めに従う。ただし、労働基準法の定める手続を経て行うこととする。

附則 本規程は、2019年7月1日より施行する。

本規程は、2020年7月1日から改定する。

本規程は、2020年10月1日から改定する。

本規程は、2021年4月1日より改定する。

本規程は、2021年10月1日より改定する。

2019年7月1日制定

別表1

			. Lord	7,120 1	
 種 類	区分	給付額		供花	
1里 規		パートナー	従業員	料	
結婚祝金	本人の結婚	50,000円	50,000円		注1
出産祝金	本人又は配偶者の分娩	50,000円	20,000円		注2
香典·供花料	本人	500,000円	200,000円	一対	注3
(供花料は実費)	配偶者	200,000円	100,000円	一対	注4
	父 母	100,000円	50,000円	一対	注5
	子 女	100,000円	50,000円	一対	注6
	配偶者の父母	50,000円	20,000円	一基	
	2親等以内の親族	50,000円	20,000円	一基	注7
疾病見舞金	業務内	50,000円以上	20,000円以上		
	業務外	50,000円以下	10,000円以下		注8
災害見舞金	全焼・全壌・流出				
	世帯主	200,000円	200,000円		
	その他	20,000円	20,000円		33. 5
	半焼・半壊・床上浸水				注9
	世帯主	150,000円	150,000円		
	その他	20,000円	20,000円		

(備 考)

- 注1 本規程における結婚とは、次の各号を指し、当事者が双方とも対象者の場合は、各人にこれを支給する。
- 一 婚姻または挙式
- 二 事実婚(未届の妻または夫と世帯を同一にすること)
- 三 同性婚(同性のパートナーと挙式を行うこと、あるいは結婚関係であると相互に認めること)
- 注2 両親が対象者である場合は、重複して支給しない。死産又は出生した子女が一週間以内 に死亡した時には、出産祝金は支給せず香典を支給する。
- 注3 家族の受給資格及び順位は、労働基準法施行規則の規定による。
- 注4 本規程別表1における配偶者とは、注1で定義した結婚を行った相手方を指す。
- 注 5 本人が養子として入った家の父母を含む。
- 注6 子女とは実子、養子をいい、既に他人の養子になった者は含まれない。
- 注7 配偶者の親族(姻族)は含まない。
- 注8 1週間以上の入院又は1ヶ月以上の療養を要するもの。

注9 パートナー及び従業員の現住所が火災・震災・風水害等により被害を受けた場合に適用することとし、被害の程度は実情を調査の上、決定する。

別表2

[弔慰金、高度障害見舞金]

[2] [2] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4				
ランク	弔慰金額			
	高度障害見舞金額			
パートナー	1,500万円			
フェロー/ プリンシパル	1,000万円			
ディレクター/ ドメインディレクター				
シニアマネジャー/シニアドメインリーダー	700万円			
マネジャー/ドメインリーダー	700万円			
シニアソリューションスタッフ/シニアテクノ	500万円			
ロジースタッフ/シニアプロフェッショナルサ				
ポートスタッフ				
ソリューションスタッフ/テクノロジースタッ	500万円			
フ/プロフェッショナルサポートスタッフ				
アソシエイトソリューションスタッフ/アソシ				
エイトテクノロジースタッフ/アソシエイトプ				
ロフェッショナルサポートスタッフ				